

○登録の期限や管理技士の資格等について(参考)

申請者	法人について、資本金500万円以上、自己資本1,000万円以上が必要
管轄区域	関東地方整備局の管轄は本店所在地が茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
有効期限	登録を受けた日の翌日から起算し、5年後の対応する月日の前日で満了
変更	30日以内 に変更届を提出(必要書類を添付)
廃業等	任意の様式にて 30日以内 に届出 → 消除
現況報告	毎営業年度経過後、 4月以内 に提出(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付)
提出について	※提出期限を過ぎての提出は、遅延理由書を添付すること
専任の管理技士	休日等を除き、毎日所定の時間中勤務し、管理業務の技術上の管理に専念する者
下水道処理施設管理技士 (営業所ごとに1名置く)	<p>①～⑤のいずれかの資格を有するもの</p> <p>①「下水道管理技術認定試験」合格者 日本下水道事業団が実施 試験区分「処理施設」 実務経験「大卒7年、短大(高専、専門学校)9年、高卒11年、その他14年」 (実務経験は勤務先等から確認できるもの) → 試験の合格を証明する書類(合格証書の写し等)、学歴を証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書(写し可)等)が必要</p> <p>②「3種技術検定」合格者 日本下水道事業団が実施 実務経験「大卒7年、短大(高専、専門学校)9年、高卒11年、その他14年」 (実務経験は勤務先等から確認できるもの) → 試験の合格を証明する書類(合格証書の写し等)、学歴を証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書(写し可)等)が必要</p> <p>③「技術士試験」合格者 (公社)日本技術士会が実施する技術士試験 2次試験で技術部門を「上下水道部門(選択科目を下水道)」に合格、又は 「衛生工学部門(選択科目を水質管理又は廃棄物・資源循環)」に合格 → 試験の合格を証明する書類が必要(選択科目が確認できる技術士登録等証明書の写し等)</p> <p>④地方公共団体等退職者の有資格者 下水道法施行令第15条の3第1号から7号に定める → 都道府県知事、市町村長の発行する<u>証明書</u>が必要</p> <p>⑤下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了者 (公社)日本下水道協会が実施(H9.3.31まで行われていた) → 旧認定講習修了番号を証明する書類が必要(修了証の写し等)</p>
実務経験	<p>別紙事例参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の終末処理場の維持管理に関するもの ・実務経験年数は、試験の合格に係らず、通算の実務経験年数 ・実務経験の証明(終末処理場で確認の取れるもの) ・官側から終末処理場へ確認を行う
登録簿	申請書等が閲覧可能(関東地方整備局にてシステムで閲覧)

※取り扱いについては、変更となることがあります。